

許可番号 第04500004578号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都港区港南一丁目8番15号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日 令和4年9月17日

許可の有効年月日 令和9年9月16日

1. 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉋さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物

以上17種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成 14 年 9 月 17 日 第 04500004578 号 平成 17 年 7 月 21 日 平成 19 年 8 月 14 日 平成 19 年 9 月 17 日 第 04500004578 号 平成 23 年 3 月 24 日 平成 24 年 8 月 9 日 平成 24 年 9 月 17 日 第 04500004578 号 平成 29 年 9 月 17 日 第 04500004578 号 平成 30 年 8 月 6 日 令和 4 年 8 月 12 日 令和 4 年 9 月 17 日 第 04500004578 号 令和 7 年 8 月 1 日	新規許可 変更届：積替え・保管の廃止 変更届：代表者の変更 更新許可 変更届：住所の変更 変更届：代表者の変更 更新許可 更新許可 変更届：代表者の変更 変更届：代表者の変更及び政令改正に伴う水銀使用製品 産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の追加 更新許可 変更届：住所の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 福岡県北九州市小倉北区室町 3 丁目 2 番 5 7 号 電話番号：093-583-6245

[事業場] 宮崎県延岡市萩町 4 3 5 5 番 3 外 2 1 筆 電話番号：0982-33-2533

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入
処理に関する指導要綱」（平成 4 年 1 0 月 2 6 日定め）を遵守すること。